

# 参考資料

## 調査票シート

### 市町村における使用済みペットボトルの独自処理等に関する実態調査

#### 貴自治体の基本情報

貴自治体の基本情報をお答えください。

都道府県名		市町村名		市町村コード ※5桁の数字	
担当部署名		責任者 (役職・氏名)		担当者名	
担当部署電話番号	-	-		メールアドレス	

市町村において分別収集された使用済ペットボトル(廃ペットボトル)については、容器包装リサイクル法の基本方針(下記参照)に基づき、指定法人(公益財団法人容器包装リサイクル協会。以下「容り協」という)に円滑に引き渡すこと(指定法人ルートを活用すること)が求められています。

また、廃ペットボトルを指定法人に引き渡さない(独自処理を行う)場合にあっては、①環境保全対策に万全を期しつつ②適正に処理されていることを確認するとともに、③このような処理の状況等について住民への情報提供を行うことを求めています。

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成18年12月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号)[抄]

四 分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項

容器包装廃棄物の分別収集が適正に実施され、これにより得られた分別基準適合物の再商品化を安定的に進めることができることにかんがみ、市町村は、自ら策定した分別収集計画に従って容器包装廃棄物を分別収集するときは、再商品化施設の施設能力を勘案しつつ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。

また、市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。

同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。

国は、市町村による再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理を促進するため市町村により分別収集された容器包装廃棄物の処理の状況を適切に把握するよう努めるとともに、市町村に対する情報提供、不適正な輸出を防止するための対策その他の措置を講じることとする。

また、平成28年5月の中央環境審議会から環境大臣に対する意見具申(下記参照)では、ペットボトルの安定的な国内循環を推進するとともに、市町村による独自処理の実態把握を行うとともに、独自処理を行っている市町村が容り制度(指定法人ルート)に参加するように促すこととされています。

容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討について(意見真申)(平成28年5月中央環境審議会)[抄]

(2)ペットボトルの循環利用の在り方

ペットボトル等の一部の容器包装については、水平リサイクルの取組が進められている現状を踏まえ、資源の有効利用や再生材の適正処理の確保などの観点から、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくべきである。

また、市町村による独自処理の実態把握に努めるとともに、独自処理を行っている市町村が容り制度に参加するように促していくことが必要である。

<考え方られる施策の例>

・独自処理を行っている市町村に対する聞き取り調査を行うとともに、市町村により独自処理されたペットボトルの海外流出後の不適正処理の有無などの実態把握調査を行うべきである。使用済ペットボトルの処理先について、住民へ情報を提供していない市町村や引渡事業者と契約時に引渡し条件を定めていない市町村等の情報の公表を一層推進すべきである。

・指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施すべきである。その際、リサイクル産業が生産性を高め資源としての廃棄物を確保できるようにするためににはどのような措置が有効か、また、市町村が独自処理を行う理由を把握した上で、容り制度に参加してもらうためにはどのような方策が有効か等について検討を行うべきである。

以上の諸点を踏まえ、以下質問にお答えください。

## 使用済みペットボトルの分別収集・処理の実施状況

### 問 分別収集・処理の実施状況

貴自治体において分別収集したペットボトルについて、収集後の処理方法についてお答えください。  
指定法人ルート(容り協に引渡し)、独自処理(市町村が民間事業者と直接契約して引渡し)ごとにお答えください。  
※ペットボトルの分別収集を実施していない場合は、0と記入してください。  
その場合は、調査票シート④へ進んでください。

年度	指定法人ルート (A) t／年	独自処理 (B) t／年	合 計 (A)+(B) t／年
H27(実績)			0
H28(見込)			0

単位に注意して  
ください！

※ 事務組合で処理している場合でも、人口などで按分して市町村ごとの量をお答えください。

※ 合併により、調査年度の市町村域が異なる場合は、合併後の新市町村の合計値でお答えください。

### 【以降の調査票シートへの回答について】

上記の回答内容によって、お答えいただく調査票シートが以下のとおりとなります。

(B) 独自処理のみに記入した場合

→調査票シート②と④にお答えください。

(A) 指定法人ルートのみに記入した場合

→調査票シート③と④にお答えください。

(A)(B) 共に記入し、併用している場合

→全ての調査票シートにお答えください。

## 調査票シート②

### 市町村における使用済みペットボトルの独自処理等に関する実態調査

#### 2. 独自処理の状況

【調査票シート①で独自処理に数量を記入した全ての市町村がお答えください。】  
(※指定法人ルートのみで処理している市町村は、調査票シート③と④にお答えください。)

問 全量または一部の独自処理を行っている市町村にお聞きします。

分別収集計画に基づき分別収集された使用済みペットボトル等については原則、基本方針に則って、指定法人(容り協)に円滑に引き渡す必要がありますが、指定法人ルートではなく、独自処理を採用している理由は何ですか。  
(複数選択可 当てはまる場合は「〇」を選択してください。)

①	指定法人ルートよりも高く販売できるため
②	指定法人ルートに比べて、収集した容器包装廃棄物に係る品質上の制約条件が少ないため
③	指定法人ルートに比べて、小ロット(10トン車1台に満たない量)でも引き取ってもらえるため
④	指定法人ルートに比べて、事務手続が軽減できるため
⑤	指定法人ルートに比べて、量が多いときに多頻度で迅速に引き取ってもらえるなど、柔軟に対応してもらえるため
⑥	再商品化事業者を自由に選択できるため
⑦	収集・運搬から再商品化まで、トータルで委託できる事業者がいるため
⑧	選別せずに引き取ってもらえるため
⑨	丸ボトル(ペットボトルを圧縮しない状態)を引き取ってもらえるため
⑩	従来からのリサイクルルートが確立しているため
⑪	最終利用用途を限定できるため
⑫	地場産業の育成のため
⑬	その他 → 具体内容

問 独自処理と指定法人ルートを併用している市町村にお聞きします。

なぜ、貴自治体では独自処理と指定法人ルートを併用しているのですか。理由をお答えください。

問 独自処理を行っている市町村にお聞きします。

基本方針では市町村が独自処理を選択する場合、環境保全対策に万全を期すことを求めています。

独自処理に必要な事業者の選定に当たって、ペットボトルが適正に処理されるための引渡し要件を定めていますか。

- 1. 引渡し要件を定めている
- 2. 引渡し要件を定めていない

「1. 引渡し要件を定めている」を選択した市町村にお聞きします。

容り協では、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されることを担保するために、委託する再商品化事業者の要件を定めています。これとも比較して、貴自治体における引渡し要件の内容として、当てはまるものをすべてお答えください。  
(複数選択可 当てはまる場合は「〇」を選択してください。)

①	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に登録している再商品化事業者であること
②	公正かつ適正な入札価格(再商品化単価)を入れすること
③	積み込み用機材(例:フォークリフト、ショベルローダー等)が操作できること
④	市町村の依頼に応じて、2週間以内に引取運搬が行えること
⑤	契約期間中の運搬・再生処理業務が保証されること
⑥	引き渡した使用済みペットボトルを適切に再商品化(フレーク、ペレット、ポリエスチル原料に加工)すること
⑦	引き渡した使用済みペットボトルを貴市区町村が設定した品質基準を満たすよう再商品化すること
⑧	引き渡した使用済みペットボトルをそのまま輸出業者に引き渡さないこと
⑨	フレーク、ペレット等に再商品化した後の利用先を、国内の再商品化製品利用事業者に限ること(海外へ輸出しないこと、又は海外へ輸出する事業者へ販売しないこと)
⑩	引き渡した使用済みペットボトルが、環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていること
⑪	その他 → 具体内容

問

独自処理を行っている市町村にお聞きします。

基本方針では、独自処理に当たっては適正に処理されていることを確認することが必要であることが示されています。

貴自治体では、ペットボトルが適正に処理されていることの確認を行っていますか。

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. ペットボトルが適正に処理されていることを確認している    |
| 2. ペットボトルが適正に処理されていることまでは確認していない |

「1. ペットボトルが適正に処理されていることを確認している」を選択した市町村にお聞きします。

容り協では、再商品化事業者に対する現地検査や毎月の業務報告書の提出等を通じて、適正に再商品化がなされていることの確認を行っています。これとも比較して、貴自治体における確認方法として、当てはまるものをすべてお答えください。  
(複数選択可 当てはまる場合は「〇」を選択してください。)

①	現場を確認している
②	月次再商品化実績報告や操業管理月報の提出を求めている
③	品質調査を実施、結果を報告するように求めている
④	取引伝票の確認など、引渡し事業者に対する調査を行っている
⑤	現場の確認、報告書の提出、調査は行っておらず、事業者に聞き取りを行っているだけである
⑥	引渡時の仕様・契約書に確認方法を盛り込んでいる
⑦	事業者を信頼して、特に確認はしていない
⑧	その他 → 具体内容

問

独自処理を行っている市町村にお聞きします。

基本方針では、市町村が独自処理を行う場合には、処理の状況等について住民への情報提供を行うことを求めています。

貴自治体では、独自処理の内容、状況等を住民に情報提供していますか。

- |                 |
|-----------------|
| 1. 住民に情報提供している  |
| 2. 住民に情報提供していない |

「1. 住民に情報提供している」を選択した市町村にお聞きします。

指定法人ルートでは、市町村の指定保管施設ごとの落札事業者、落札価格、再商品化製品、再商品化製品利用製品など様々な情報を広く公表しています。これとも比較して、貴自治体における住民への情報提供内容として、当てはまるものをすべてお答えください。  
(複数選択可 当てはまる場合は「○」を選択してください。)

①	独自処理をしていることを公表している
②	市町村独自処理の量を公表している
③	引き渡した事業者名を公表している
④	引渡量を公表している
⑤	引渡価格を公表している
⑥	フレーク・ペレット等の再商品化製品を公表している
⑦	再商品化製品の最終利用用途(輸出を除く)を公表している
⑧	輸出していることを公表している
⑨	その他 → 具体内容

問

独自処理を行っている市町村にお聞きします。

基本方針に加え、中央環境審議会意見具申においても、独自処理を行っている市町村は容り制度(指定法人ルート)への参加が求められていますが、平成29年度以降はどうされる予定か、今後の対応についてお答えください。

【選択肢】

1. 独自処理は止めて、指定法人ルートで全量引き渡す予定である
2. 独自処理量を減らして、指定法人ルートをこれまで以上に活用する予定である
3. これまでの独自処理量と変わらず、独自処理を継続する予定である
4. むしろ独自処理量を増やす予定である
5. 未定

平成29年度	平成30年度	平成31年度

＜以下、市町村における独自処理の実態を把握する目的でお聞きします。＞

問 独自処理を行っている市町村にお聞きします。

事業者を選択した理由について、もっとも当てはまる番号を1つ選んで記入してください。

【選択肢】

1. 指定法人ルートや他の事業者よりも高く販売できるため
2. 引き渡す使用済みペットボトルについて、品質上の制約条件が少ないため
3. 小ロット(10トン車1台に満たない量)でも引き取ってもらえるため
4. 量が多いときに多頻度で迅速に引き取ってもらえるなど、柔軟に対応してもらえるため
5. 収集・運搬から再商品化まで、トータルで委託できるため
6. 選別せずに引き取ってもらえるため
7. 丸ボトル(ペットボトルを圧縮しない状態)を引き取ってもらえるため
8. 最終利用用途を限定できるため
9. 地場産業の育成のため
10. その他(具体的に)

		理由(押一)	「10. その他」具体的な理由
H27	事業者a		
	事業者b		
H28	事業者a		
	事業者b		

事業者ごとの、平成27年度の引渡量及び28年度の見込量を記入してください。

引渡量及び引渡量見込み(t)		
H27	事業者a	t
	事業者b	t
H28	事業者a	t
	事業者b	t

平成27年度に引き渡した使用済みペットボトル及び平成28年度に引き渡す予定の使用済みペットボトルの最終的な行き先はどこですか。

【選択肢】

1. 国内で繊維製品などのマテリアルリサイクル原料として利用されている
2. 国内でいわゆるボトルtoボトルとして利用されている
3. フレークやペレット化されているところまでは把握しているが、それより先は把握していない
4. 全部又は一部が国外に輸出されている
5. わからない(把握していない)
6. その他(具体的に)

		最終の行き先 (押一)	「6. その他」具体的な内容
H27	事業者a		
	事業者b		
H28	事業者a		
	事業者b		

「4. 全部又は一部が国外に輸出されている」を選択された市町村がお答えください。

輸出されている量(量が不明な場合には割合)、輸出国名を記入してください。

		輸出量(t/年)	割合(%)	輸出国
H27	事業者a			
	事業者b			
H28	事業者a			
	事業者b			

### 調査票シート③

#### 市町村における使用済みペットボトルの独自処理等に関する実態調査

##### 3. 指定法人ルートの状況

【調査票シート①で(A)指定法人ルートに数量を記入した全ての市町村がお答えください。】  
(※独自処理のみで処理している市町村は、調査票シート②と④にお答えください。)

問 指定法人ルートを選択されている市町村にお聞きします。

現在、指定法人ルートを選択されている市町村においては、基本方針に則って対応いただいており、今後も指定法人ルートを最大限活用いただくようお願いします。その上で、平成29年度以降の予定についてお答えください。

##### 【選択肢】

1. 指定法人ルートで全量引き渡す予定である
2. これまで以上に指定法人ルートを活用して、併用する独自処理量を減らす予定である
3. 指定法人ルートも選択するが、むしろ併用する独自処理の量を増やす予定である
4. 基本方針に反するが、これまでの指定法人ルートを止め、すべて独自処理を行う予定である
5. 未定

平成29年度	平成30年度	平成31年度

問

指定法人ルートを選択されている市町村にお聞きします。

指定法人ルートについて、今後とも広く活用されるため、制度の課題や改善点などがあれば、どんなことでも結構ですでのご記入ください。

（記入欄）

#### 調査票シート④

### 市町村における使用済みペットボトルの独自処理等に関する実態調査

問

使用済みペットボトルの分別収集を行っている全ての市町村にお聞きします。

貴自治体において分別収集を行ったペットボトルについては、どのような製品に、また、どのような形態でリサイクルされることが望ましいと考えていますか。

(複数選択可 当てはまる場合は「○」を選択してください。)

①	ペットボトルからペットボトルへのリサイクル(ボトルtoボトル)
②	卵パック、トレイ、クリアファイルなどのシート類へのリサイクル
③	スーツ、スポーツウェアなど衣料品、内装材や吸音材、及びカーペット、カーテンなどのインテリア・寝装具に用いられる繊維製品へのリサイクル
④	文房具、事務用品、洗剤ボトルなどの成形品へのリサイクル
⑤	地元地域に根ざした再商品化事業者によるリサイクル
⑥	再商品化手法やリサイクル製品を問わず、最も付加価値(販売価格等)が高くなるリサイクル
⑦	国内循環利用／海外輸出を問わず、最も付加価値(販売価格等)が高くなるリサイクル

#### <ペットボトル再利用品の例>



出所:PETボトルリサイクル推進協議会 PETボトルリサイクル年次報告書2016

問

使用済みペットボトルの分別収集を行っている全ての市町村にお聞きします。

中央環境審議会意見具申でも、市町村が容り制度(指定法人ルート)に参加してもらうためにはどのような方策が有効か検討することとされています。

こうした検討の参考とさせていただく観点から、これから指定法人ルートが選ばれるようにするためには、何が必要と考えますか、忌憚のない意見をご記入ください。

設問は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

アンケートは、調査事務局に電子媒体にて提出をお願いいたします。